

(別紙1) 提供先一覧

連番	提供・移転先	①法令上の根拠	②提供移転先における用途	③提供・移転する情報	④本人の数	⑤情報の対象となる本人の範囲	⑥提供・移転方法							⑦時期・頻度	
							情報提供ネットワークシステム	専用線	メール	電子記録媒体	フラッシュメモリ	紙	その他		
提供先1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第2の1	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第2の2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先3	健康保険組合	番号法第19条第8号別表第2の3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先4	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第2の4	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先5	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第2の5	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先6	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第2の9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む						○			特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先7	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の12	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む						○			特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先8	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第2の15	児童福祉法による障害児通所療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第24条の2に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む						○			特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先9	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の17	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先10	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第2の22	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先11	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第2の26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。

(別紙1) 提供先一覧

連番	提供・移転先	①法令上の根拠	②提供移転先における用途	③提供・移転する情報	④本人の数	⑤情報の対象となる本人の範囲	⑥提供・移転方法							⑦時期・頻度	
							情報提供ネットワークシステム	専用線	メール	電子記録媒体	フラッシュメモリ	紙	その他		
提供先12	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の27	地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付及び保険料関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先13	社会福祉協議会	番号法第19条第8号別表第2の30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先14	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号別表第2の33	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先15	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第2の39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先16	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号別表第2の42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先17	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号別表第2の46	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第139条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先18	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第2の58	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先19	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先20	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号別表第2の80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先21	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第2の87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先22	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第2の88	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。

(別紙1) 提供先一覧

連番	提供・移転先	①法令上の根拠	②提供移転先における用途	③提供・移転する情報	④本人の数	⑤情報の対象となる本人の範囲	⑥提供・移転方法							⑦時期・頻度	
							情報提供ネットワークシステム	専用線	メール	電子記録媒体	フラッシュメモリ	紙	その他		
提供先23	市町村長	番号法第19条第8号別表第2の93	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先24	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号別表第2の97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先25	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号別表第2の106	独立行政法人日本学生支援機構法による学費の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先26	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第2の109	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先27	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第2の119	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	岡崎市国民健康保険の被保険者、世帯主及び国民健康保険法施行令第29条の7にて定めのある特定同一世帯所属者※国保資格喪失者を含む	○								情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。